

鈴鹿市福祉医療費助成制度の変更について

1 趣旨

子育て支援の一層の充実を図るため、3歳までの乳幼児に係る鈴鹿市内医療機関での自己負担をなくす現物給付化を実施します。また、同時に子ども医療費助成の対象を拡大します。

2 内容

I 助成方法に現物給付を導入

- ①対象者 鈴鹿市福祉医療受給資格がある0歳から3歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の子ども
- ②要件 現物給付方式となるのは次の全ての要件に該当する場合（一部例外があり）
 - ・0歳から3歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の市内在住の子ども
 - ・市内の医療機関での、保険適用となる医療費
 - ・受診時に現物給付方式に対応した受給資格証を提示する
 - ・入院の場合は、加入する健康保険組合等から発行された限度額適用認定証を提示する
- ③受給資格証 対象となる方には現物給付方式に対応した新しい受給資格証を3月中旬に郵送（申請不要）

II 子ども医療費の対象拡大

- ①拡大対象 中学生通院分
（現在、小学生までの入通院、及び中学生の入院が助成対象、所得制限あり）
- ②拡大にかかる見込み助成額 約88,000千円
※中学生見込み数 約6,500人
- ③申請方法 新中学2年生～3年生（平成14年4月2日～平成16年4月

1日生まれ)の子どもで対象となる世帯(12月末時点)には1月下旬に申請案内を郵送

子ども医療費の受給資格証をお持ちの新中学1年生(平成16年4月2日~平成17年4月1日生まれ)の子どもは申請手続の必要はなく、期間を延長した受給資格証を3月下旬に郵送

3 実施時期 平成29年4月診療分から

[問い合わせ先]

保険年金課 医療給付グループ 担当 竹内 直通電話 382-7627
内線 3557

平成 29 年 4 月から福祉医療費助成制度が変わります

子育て支援の一環として、平成 29 年 4 月から下記のとおり福祉医療費助成制度が変わります。

■0 歳から 3 歳の助成方法に現物給付方式を導入します(市内の医療機関での受診に限る)

現在の福祉医療費助成制度は償還払い方式のみとしていますが、平成 29 年 4 からは、0 歳から 3 歳までの方(※)で下記の要件に該当する場合は現物給付方式を採用します。

(※) 0 歳から 3 歳到達年度末まで(4 月 1 日生まれは前月末日まで)の子ども

現物給付方式となるのは次のすべての要件に該当する場合です(一部例外があります)。

- ・ 0 歳から 3 歳到達年度末まで(4 月 1 日生まれは前月末日まで)の市内在住の子ども
- ・ 市内の医療機関での、保険適用となる医療費であること
- ・ 受診時に現物給付方式に対応した受給資格証を提示すること
- ・ 入院の場合は、加入する健康保険組合等から発行された限度額適用認定証を提示すること

償還払い方式(窓口負担あり)

医療費(保険適用分)を窓口負担し、約 2~3 か月後に口座振込で助成を受ける方法

いったん窓口負担

口座振込

現物給付方式(窓口負担なし)

医療費(保険適用分)を窓口負担しないことで、助成を受ける方法

窓口負担なし

●申請手続きについて

◆0 歳から 3 歳の方(平成 26 年 4 月 2 日以降生まれ)

申請手続きは必要ありません。対象となる方には、現物給付方式に対応した新しい受給資格証を 3 月下旬に郵送します。

■子ども医療費について、中学生の通院分も助成対象とします

現行		
対象年齢	0歳から小学6年生まで (0歳から12歳到達年度末まで)	中学1年生から中学3年生まで (13歳到達年度から15歳到達年度末まで)
対象医療	通院・入院	入院のみ



平成29年4月受診分から	
対象年齢	0歳から中学3年生まで (0歳から15歳到達年度末まで)
対象医療	通院・入院

●申請手続きについて

◆新中学2年生、新中学3年生の方 (平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ)

対象となる世帯 (12月末時点) には1月下旬に申請案内を郵送します。なお、子ども医療費の受給資格証をお持ちの新中学1年生の方 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ) は申請手続の必要はなく、期間を延長した受給資格証を3月末に郵送します。

また、障がい者医療費や一人親家庭等医療費の受給資格証をお持ちの方は、引き続き証を使用できますので、申請手続は必要ありません。

子ども医療費を受給できる方

- ・上記対象年齢で、市内に住民登録があること。
- ・生活保護法による保護を受けていない。
- ・国民健康保険または各種社会保険の被保険者、または被扶養者である。
- ・保護者の所得が所得制限額を超えていない。

所得制限額のめやす (子ども医療費)

扶養親族などの数	保護者所得額
0	622万円
1	660万円
2	698万円
以降一人増えるごとに38万円を加算	

(参考) 現在鈴鹿市ホームページに掲載

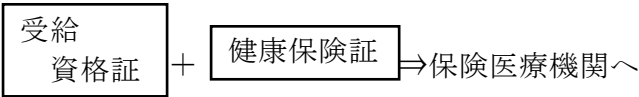
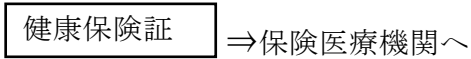
《受給資格証の使い方と助成について》

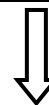
受給資格証は、病院、診療所、薬局等（以下、保険医療機関とします。）において、健康保険被保険者証（以下、健康保険証とします。）を提示して受診する時（通院時・入院時）に利用します。

また、三重県内・三重県外で利用方法が異なりますので、詳しくは下記を御覧ください。

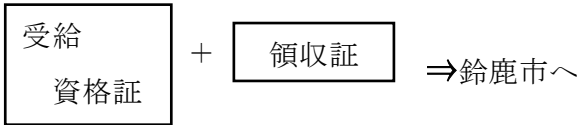
※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に関しましては、通院分のみ助成となります。

① 医療機関での受診時

県内の保険医療機関で受診するとき	県外の保険医療機関で受診するとき
<p>◆ 受給資格証と健康保険証を受診する 保険医療機関の窓口で提示してください。</p> <p></p> <p>◆ 医療費をお支払いください。 ※受給資格証を出さずに受診した場合、助成の対象となりません。</p>	<p>◆ 健康保険証を受診する保険医療機関の窓口で提示してください。</p> <p></p> <p>◆ 医療費をお支払いください。</p>



② 助成のための手続

県内の保険医療機関で受診したとき	県外の保険医療機関で受診したとき
<p>◆ 手続の必要はありません。</p> <p>保険医療機関から医療費（保険適用分）を証明する情報（1か月分）が鈴鹿市へ届きます。 （受給者証を提示された方のみ。）</p>	<p>◆ 1か月分の領収証（保険適用・適用外に分かるもの）と受給資格証をお持ちいただき、保険年金課（1階3番窓口）または、お近くの地区市民センターで手続を行ってください。 ※診療年月から2年を超えると申請できません。</p> <p>手続のときに必要なもの</p> <p></p>

《助成までの流れ》

鈴鹿市へ提出された証明・領収書の内容を審査します。その後、「医療費助成決定通知書」を受給資格証の対象者の方へ送付、助成額を登録口座へ振込みます。

（審査の期間は県内・県外ともに提出されてから2～3か月掛かります。）

イメージ

鈴鹿市 福祉医療費受給資格証 3 子ども			
受給資格証番号	1 2 3 4 - 5 6 7		
有効期間	平成29年4月1日 から 平成29年8月31日まで		
受給資格者	住所	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
	フリガナ	スズカ タロウ	
	氏名	鈴鹿 太郎	
	生年月日	平成〇年〇月△日	性別
加入医療保険	保険者番号	240077	
	名称等	鈴鹿市国民健康保険	
	被保険者氏名	鈴鹿 花子	
	記号番号	123456	
平成29年4月1日 三重県 鈴鹿市長 鈴鹿市長之印			
※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。			

ヤマオリ

現物給付 鈴鹿市対応医療機関のみ			
鈴鹿市 福祉医療費受給資格証 4 その他1(鈴鹿市ー現物給付0-3歳)			
受給資格証番号	1 2 3 4 - 5 6 7		
有効期間	平成29年4月1日 から 平成29年8月31日まで		
受給資格者	住所	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
	フリガナ	スズカ タロウ	
	氏名	鈴鹿 太郎	
	生年月日	平成〇年〇月△日	性別
平成29年4月1日 三重県 鈴鹿市長 鈴鹿市長之印			
鈴鹿市外へ転出した場合等、資格喪失後は、使用できません。 万が一使用した場合は、鈴鹿市への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。			
※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。 市内医療機関等においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。			